

みなさんご存知ですか 主要農作物種子法が突然廃止されてしまいました。

県条例制定をもとめる要望書にご署名ください。

終戦後、餓死者も出すような食料危機を二度と起こすまいという決意で昭和 27 年に制定された法律です。主食である稲・麦・大豆の種子を国や都道府県が責任をもって開発・供給するというこの法律が出来たおかげで、国（農研機構）や各県の農業試験場が中心になって地域にあった沢山の品種が生まれ、農家の皆さんによって豊かな食生活が実現してきました。それが突然廃止され、ほぼ同時に制定された農業競争力強化支援法第 8 条 4 項で内外の民間業者に国民の税金で開発されてきた種子に関する知見などを提供することが決まってしまうました。こうした事態を心配し、超党派の議員の皆さんと民間の関係者が一丸となって 12 月 14 日「種子の会とちぎ」を結成し、意見書を提出してきました。そして県条例の制定を求める署名活動を始めることになりました。県民の食の安全を左右する大切な活動です。是非ご協力ください。

種子生産の公的支えが無くなり、内外の民間企業だけに種子生産が独占されると・・!!

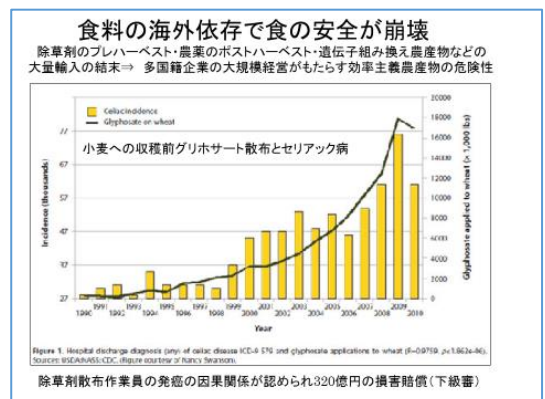
稲の種子の開発や原種の維持・普及には膨大な時間と経費がかかります。民間企業は利益が生み出されない限りその事業を継続することはありません。新たに開発した品種が爆発的な人気商品として普及し、大きな利益を生んだというケースはほとんどなく、参入と撤退を繰り返す分野でした。

そのため、国内では農薬や化学肥料を販売する商社が中心となり、利益の得られる F1 種を中心に販売されているのが実態です。今までのように地域ごとに特色のある 300 種以上に及ぶ多様な品種は無くなり、種の多様性が失われ、想定外の病害虫や気象災害に対応できなくなってきます。

主要農作物種子法が廃止されたままで推移するとイネの種子は数種類の F1 種しか提供できない状態に陥ります。それも現在の価格の 8~10 倍に跳ね上がりますから、購入して積極的に作付けする農家はあまりないと思います。それを見越して、作付け品種を数種類に絞り込み、地域品種は廃棄することが目論みられています。今後、農家は民間企業の提供する品種しか栽培できない状態に追い込まれ、最終的には世界の種子を手中に収め、食料を支配しようとしている多国籍企業に組み込まれる可能性が大きいと見なければなりません。遺伝子組み換え種子のトップメーカーであるバイエル・モンサント社を始め、ダウ・デュポン、中国化工集団・シンジェンタなど農薬を製造販売する多国籍企業は既に世界の種子市場の 66% を抑えています。(2011 年のデータ) 日本の試験研究機関が長年育ててきたイネの多様な種子が多国籍企業によって独占され、アジアの各国で農薬と化学肥料をセットにして販売され、利潤追求の道具になる可能性があります。こうした事態を避けるために、主要農作物種子法の再法制化と県条例の制定を行い、稲・麦・大豆はもとより、イチゴなどの種苗の安定的供給を図るべきであると考え、超党派の「種子の会 とちぎ」を結成し、12 月 27 日に栃木県議会議長と県知事に意見書を提出してきました。

安全な小麦・大豆の国内生産が打撃を受け、海外依存が強まり子供たちの健康は守れない・・

日本がこのまま種子の生産を民間だけに依存し、国内での小麦の生産を止めた場合、食の安全は守れるのでしょうか。今、巨大穀物商社のカーギル社など数社が無人口ボットを駆使し、巨大な規模で小麦生産を展開する生産者を傘下に収め、世界に販売する傾向がますます強くなっています。規模が拡大すれば土地の肥沃度や水分含量に差が出で生育もバラついてきます。未熟な小麦を一齐に刈り取るとカビが発生しますから、収穫作業の直前に除草剤のグリホサートを散布し、枯らして乾燥させるというプレハーベストが広く行われるようになってきました。その結果、小麦にグリホサートが残留するようになり、その基準を緩めることが進み、日本でも 5ppm から 30ppm に緩和されました。またソバも



0.2ppm から 30ppm への緩和です。今までの残留基準でも小麦アレルギーやソバアレルギーの発症が増えてきたのを考えると、もっと激しい症状である「セリアック病」が発症するようになるのではないかと心配です。

大人の責務として、パン用小麦やラーメン用小麦など多様な種子の開発と供給を行い、北関東の地の利を活かし、稲・麦・大豆の輪作などによる地域循環型の農業生産に力を入れ、学校給食に提供するなど、地域自給率を高める政策を推進して頂きたいと考えています。

大豆は東アジアが原産地。大豆の食文化を守る種子の保全策を県条例に盛り込んでください。

主要農作物の大豆は日本を含む東アジアが原産地です。多くの美味しい在来大豆が地域の共有財産として伝えられ、「塩谷在来」「サトウイラス」「黒小粒」などの名称で栽培され、輪作体系の地力回復作物として機能しながら、美味しい豆腐や納豆、そして味噌の原料、煎り豆などとして消費者に歓迎され、お豆腐の全国コンクールなどでは金賞をとるなど大きな成果を上げつつあります。こうした在来大豆は種子法でも保存の対象にはなっていませんでした。これを機会に県条例を制定し保存と普及の種子として位置付けて頂きたいと思えます。

このような保全対策を強く要望する理由はバイエル・モンサント社など遺伝子組み換え種子生産のトップメーカーが在来大豆の種子を取得し、遺伝子組み換えや編集を行って近隣で栽培した場合、交雑する個体が生まれ、知らないうちに遺伝子組み換え大豆になってしまう恐れがあるからです。昨年遺伝子組み換えに関する表示を厳しくする提案が消費者庁から提出され「5%未満」から「不検出」でないと「遺伝子組み換えでない」と表示してはならないとする報告書が提出されました。分別輸入しているア

メリカ産大豆はほぼ表示が出来なくなるだけでなく、国内で生産している大豆も表示が出来なくなる恐れがあります。周知のように、遺伝子組み換え大豆は除草剤グリホサート（商品名ラウンドアップ）を散布しても枯れない大豆です。そのため必要以上に除草剤が撒かれ、地下水汚染の恐れが出てきています。除草剤を使わなくても 1~2 回の中耕培土で簡単に除草が出来るのが大豆です。

今日本食ブームで欧州に味噌や醤油が輸出されていますが、遺伝子組み換えに厳しい規制をしている欧州やロシアには輸出できなくなる恐れがあります。また JAS 有機農産物は遺伝子組み換え技術は認めておりませんから、需要の多い有機大豆の生産が出来なくなる恐れもあります。

優れた蛋白源として日本人がもっとも多様な大豆の食文化を作ってきました。そして稲・麦・大豆の輪作によって日本国内で完全自給できる可能性も生まれています。子供たちの未来を守るために、農薬や化学肥料にあまり依存しない栽培技術を普及するとともに、遺伝子組み換え大豆の栽培規制を県条例に組み込んでいただきたいと思います。

県条例に遺伝子組み換え作物の栽培許可条項を追記
遺伝子操作大豆が作付けされると交雑し「遺伝子組み換えでない」という表示が出来なくなる

遺伝子組み換え・編集大豆が栽培された場合、容易に交雑が起き国内産であっても遺伝子組み換えでないという表示が出来なくなる(表示制度が5%以下から不検出へ変更予定)

JAS有機は遺伝子組み換えによる農産物は認めていない。日本での有機大豆の生産は不可能になる。

大豆・麦・イネの輪作による循環型有機農業で自給率向上
地球温暖化を防止し、生物の多様性が回復し、豊かで安全な食生活が実現する。

北関東は地の利を活かし宿根性雑草の防除と自給率向上を兼ねたイネ-麦-大豆の輪作の推進を

①大豆の窒素固定は24kg/10a (クローバー、ヘアリーベッチ、レンジ4kg) 栽培圃場に窒素が固定され、根粒菌も残るので麦・なたね・イネは無窒素栽培が可能になる。
②収穫された大豆で油を搾り、脱脂大豆(窒素固定細菌とタンパク組成が同じ)で有機質肥料を製造し、投入することによって窒素固定細菌が活性化し、根粒菌も多量に実現する

大豆(中耕直前) (6月下旬~10月下旬) 水田雑草はあまり発生しない (6月下旬~10月下旬)

年次	作物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目	小麦												
2年目	大豆												
3年目	小麦												

2019年1月8日

「種子の会 とちぎ」共同代表
稲葉光國・石崎幸寛・倉持まゆみ・古谷慶一